

## 予備試験Q&A 私たちは予備試験の制限に反対します

2014年8月6日

これからの司法と法曹のあり方を考える弁護士の会

### 1 予備試験とはどんな試験？

司法試験の受験資格を得るための試験です。

司法試験は、以前は誰でも受験できる試験でしたが、2004年法科大学院が創設されてからは、法科大学院の修了が原則として司法試験の受験要件となりました。しかし、経済的事情などにより法科大学院に進学できない人にも司法試験受験の機会を保障する必要があることから、旧司法試験の完全廃止に伴い2011年から実施されています。誰でも受験することができます。

### 2 法科大学院と比べ、予備試験の人気・実績はどうですか？

法曹志願者、司法試験受験者が激減する中で、予備試験の出願者は、8791名（2011年）から1万2622名（2014年）に増えています（表1）。

他方で法科大学院の志願者は激減しています。適正試験（入学試験）の出願者数は、約5万名（2004年）から4407名（2014年）と10分の1以下になり（表3）、入学者数も、5767名（2004年）から2272名（2014年）まで減っています（表2）。法科大学院の定員充足率は59.6%しかなく、67校中61校（91%）が定員割れし（表2）、設立した74校中20校が募集停止を決定しています。

司法試験合格率（2013年）についてみると、法科大学院修了者の合格率は25.77%であるのに対し、予備試験合格者の合格率は71.86%であり（表5）、予備試験合格者の実力は高いと言えます。

### 3 予備試験を制限すべきだとの意見があるようですが、どのような理由が主張されているのですか？

予備試験を制限する理由としては、予備試験を“司法試験のバイパス”として利用する者が増えると、「法科大学院を中核とする法曹養成制度が崩壊してしまう」、「優秀な学生に幅広く奥行のある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなる」ということが言われています（資料2）。

しかし、こうした意見は、法科大学院の志願者が激減する中で、法科大学院の維持存続だけを目的とするものと言わざるを得ません。

### 4 法科大学院制度を堅持するために予備試験を制限することは合理的でしょうか？

まったく合理性はありません。

法科大学院教育の実情をみると、全ての法科大学院が法曹養成に不可欠な良質の教育を提供しているとは到底いえず、「優秀な学生に幅広く奥行のある教育を行うという法科大学院の理念」は、そもそも実現できていないからです。

また、学生は司法試験合格をめざして法科大学院に進学するのに、法科大学院では司法試験受験指導は原則禁止されているという矛盾があります。

こうした現状の下、高額な学費と時間を要する法科大学院が敬遠されるのは当然のことです。法曹志望者の中には、予備試験がなければ司法試験は受験しないという人が増えており、さらには司法修習生への給費制廃止や弁護士の就職難とあいまって、法曹志望者は減り続けています。このうえ予備試験を制限すれば、法曹志望者がいっそう激減することは目に見えています。

優秀で志の高い法曹志望者を法曹界に迎え入れるためには、予備試験の制限はすべきではありません。

## 5 どのような予備試験制限論があるのですか？それぞれについてどう考えますか？

### ①受験資格として、資力要件・社会人経験要件を設けるべき

これは現行法の制度設計においても検討されましたが、親の資力を調査するのか、どの程度の社会人経験を要するのか等、要件化は技術的に困難として見送られた経緯があり、それは現在も変わりません。

### ②一定の年齢以上であることを受験資格とすべき

学部段階で法曹の道を選ばなくなる学生が増え、法曹志望者の減少が加速することは明らかです。また、年齢による制限は、憲法違反の疑いもあります。

### ③法科大学院生の受験を禁止すべき

現在は誰でも受験できる予備試験を、いったん法科大学院に入学すると受験できないことにすると、法科大学院の入学者はますます減少し、予備試験制限の目的に逆行する結果になるでしょう。また、学部段階で二者択一を迫られ、法曹志望者がいっそう減少することは明らかです。

### ④予備試験の試験科目に、司法試験に出題されない「展開・先端科目」等を追加すべき

予備試験合格者で司法試験に合格した者について質的な不足は指摘されていませんから、受験科目を追加する必要があるとは考えられません。また、現在も難関である予備試験受験者が増加しているのですから、科目を増やしてもその傾向が変わるとは思われません。

### ⑤予備試験合格者を減らすべき

これに関しては閣議決定があり、予備試験合格者が司法試験で不利にならないよう、「予備試験合格者に占める司法試験合格者の割合と、法科大学院修了者に占める司法試験合格者の割合とを均衡させる」とされています（資料3）。ところが、2013年司法試験を例にとると、法科大学院修了の資格に基づく合格者（1929名）の合格率は25.77%だったのに対し、予備試験合格の資格に基づく合格者（120名）の合格率は71.86%に上っており（表5）、「均衡」を保つためには予備試験の合格者数を大幅に増やす必要があります。それにもかかわらず予備試験合格者を減らすことは、閣議決定に反し、予備試験受験生に著しい不利益を課すことになり、妥当ではありません。

## 6 予備試験を制限しないとすると、法科大学院の存在意義はどのように考えるべきでしょうか？

現行制度のまま、予備試験を制限しない場合、たしかに法科大学院入学者は確実に減ることになるでしょう。

しかし、法曹志望者自体が大幅に減り続けている中では、仮に予備試験を制限しても、法科大学院入学者の減少に歯止めはかからないと思われれます。

法科大学院は、法曹志望者が学費も時間もかかっても法科大学院で学びたいと思えるような魅力的な教育を提供する場に変貌できるならば、予備試験制度と共存できるはずです。

## 7 あるべき司法試験・法曹養成制度について、どのように考えるべきでしょうか？

予備試験がこれほど人気を得ていることは、法科大学院修了を司法試験の受験要件とする制度そのものに無理があったことを意味します。

従って、法科大学院修了を司法試験の受験要件とすることを改め、司法試験を従来のように開かれた試験とし、実務家の養成は司法研修の充実によって図るという旧司法試験の考え方を再評価する方向で、法曹養成制度を再構築すべきであると考えます。

「理論と実務の架橋」という法科大学院の理念は、研修所教育や法曹になった者に対する継続教育等に研究者が協力し、理論的に貢献することによっても追求されるべきです。